

令和3年3月19日	
所 属	福祉課
所属長	高橋 健二
電 話	06-6489-6348

株式会社の施設を福祉避難所に指定する、尼崎市として初の取り組み 「福祉避難所の設置運営に関する協定」締結式を開催

尼崎市は3月25日に、尼崎市役所 市長室で「株式会社ほのぼの」と「福祉避難所の設置運営に関する協定」の締結式を開催します。

福祉避難所は、長期の避難生活による健康被害などで亡くなる災害関連死を防ぐため、災害時に小学校等の指定避難所での生活に支障をきたす恐れのある高齢者、障害者などの特に配慮を必要とする人を受け入れる2次的な避難所で、これまで本市や社会福祉法人の施設を計38ヵ所指定しています。

今回、バリアフリーや冷暖房の完備など、要配慮者（災害時要援護者）の利用に適した施設を運営する「株式会社ほのぼの」のご協力により、本市として初めて、株式会社の施設を福祉避難所に指定します。

1 締結式概要

- (1) 日 時 令和3年3月25日（木） 午前11時30分から正午まで
- (2) 場 所 尼崎市役所 南館2階 市長室
- (3) 締結者 尼崎市長 稲村 和美
株式会社ほのぼのの代表取締役 楠 玲子 氏

2 協定内容

災害発生時に、指定避難所での生活に支障をきたす高齢者、障害者などの要配慮者を受け入れる施設として、「株式会社ほのぼの」の2施設を福祉避難所に指定します。

- (1) 協定期間 令和3年3月25日から令和4年3月31日まで（1年毎の更新）
- (2) 指定施設 ①サービス付き高齢者向け住宅 ほのぼの建家（尼崎市建家町53番地）
②デイサービス ほのぼの建家（尼崎市建家町68番地）



①サービス付き高齢者向け住宅 ほのぼの建家



②デイサービス ほのぼの建家

3 「株式会社ほのぼの」について

グループホームやデイサービス施設等を運営されるなど、介護福祉サービスの提供を通じて、地域に根付き、地域と共に誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指されています。

- (1) 本社所在地 尼崎市建家町68番地
- (2) URL <http://honobono-gr.com/>

以 上

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ほのぼの（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が所有し、又は管理する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所生活が困難な要援護者（災害時に居所から避難が必要となるものであって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活の支援（相談等を含む。）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の各号の施設とする。

- 一 所在地 尼崎市建家町53番地
名称 サービス付き高齢者向け住宅 ほのぼの建家
- 二 所在地 尼崎市建家町68番地
名称 デイサービス ほのぼの建家

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その施設及び管理運営に係る事項について、乙又は前条に規定する指定施設（以下「乙等」という。）に協力を要請できるものとする。この場合において、乙等はできる限りこれを受け入れるように努めるものとする。

（要援護者の受入等）

第5条 乙等は、前条に規定する甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受け入れ体制を整えるものとする。

- 2 福祉避難所への受け入れを要請する要援護者に関する連絡及び受け入れ後の要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、指定施設と甲が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りでない。
- 3 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者を介助する者又は甲が行う。この場合において、乙等は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 4 要援護者を介助するものについては、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

(開設期間等)

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙等協議の上、延長することができるものとする。

2 乙等は前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

3 前項の当直者を乙等が配置できない場合については、甲は、適切である者を選定し、その職にあたらせるものとする。

(必要な物資の調達等)

第7条 甲は避難した要援護者にかかる必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

3 乙等は、第1項に定める物資の調達及び前項に定める介護支援者等の確保について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙等に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関連法令に定めるところにより負担することとされているもののほか、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証明するため、協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
尼崎市長 稲村 和美

乙 兵庫県尼崎市建家町68番地
株式会社ほのぼの
代表取締役 楠 玲子